

公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団
令和 7 年度 第 4 回理事会議事録

- 1 日 時
令和 8 年 3 月 4 日（水） 午後 3 時～午後 3 時 50 分
- 2 場 所
名古屋ガーデンパレス 5 階 竹の間
- 3 理事現在数及び定足数
現在数 11 名、定足数 6 名
- 4 出席理事
伊藤靖祐、山崎拓史、伊藤 聡、大脇豊彦、鈴木孝昌、長岡龍男、藤城智哉、松岡明範、
水越省三 計 9 名
- 5 理事以外の出席者
監 事 伊藤秀樹、久志本修一
事務局員 鈴木 篤、大塚あゆみ
- 6 議 案
 - (1) 第 1 号議案 令和 8 年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業計画（案）
について
 - (2) 第 2 号議案 令和 8 年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団収支予算（案）
並びに資金調達及び設備投資の見込み（案）について
 - (3) 第 3 号議案 役員等賠償責任保険契約の内容について
 - (4) 第 4 号議案 資格異動等の遡及処理について
 - (5) 第 5 号議案 退職金不支給決定の取消について
- 7 議事の進行等
 - (1) 議長の選出
定款第 39 条の規定により、理事長 伊藤靖祐が議長となり議事を進行した。
 - (2) 定足数の確認
午後 3 時現在、理事現在数 11 名中 9 名の出席があり、定款第 40 条の規定により、理
事会は有効に成立していることを確認した。
- 8 議事の経過の概要及び議案別議決の決議
 - (1) 第 1 号議案 令和 8 年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業計画（案）
について
 - (2) 第 2 号議案 令和 8 年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団収支予算（案）
並びに資金調達及び設備投資の見込み（案）について

議長の指示により、事務局長が両議案を一括して資料に基づき説明した。

議長が、意見・質問を求めたが発言はなく、議長が挙手により第1号議案の賛否を求めたところ、全会一致で原案のとおり承認された。

続けて、議長が挙手により第2号議案の賛否を求めたところ、全会一致で原案のとおり承認された。

(3) 第3号議案 役員等賠償責任保険契約の内容について

議長の指示により、事務局長が資料に基づき説明した。

議長が、意見・質問を求めたが発言はなく、議長が挙手により第3号議案の賛否を求めたところ、全会一致で原案のとおり承認された。

(4) 第4号議案 資格異動等の遡及処理について

議長の指示により、事務局長が資料に基づき説明した。

議長が、意見・質問を求めたところ、次のとおり発言があった。

◎伊藤（聡）理事

S幼稚園の中断の理由は何か。産休にしては（遡及月数が）少し長いのではないか。

《事務局》

令和5年4月1日に正規職員として復帰していたが、届出を失念していたとのことである。

その他、発言もなく、議長が挙手により第4号議案の賛否を求めたところ、全会一致で原案のとおり承認された。

(5) 第5号議案 退職金不支給決定の取消について

議長の指示により、事務局長が資料に基づき説明した。

議長から、次のとおり補足説明があった。

Y幼稚園の申出は、簡単に言えば、「なかったことにしてほしい。」というものであるが、それを認めてしまうと、なんでもかんでも手続の取消ができてしまうから、当初、原則的にはお断りすることにした。しかし、今回は裁判所から決定があったことや、これまで退職金の積立を続けていただいていることも考えて、例外的に認めることにしてはどうかと思う。

議長からの求めに応じ、久志本監事から、次のとおり発言があった。

◎久志本監事

自由に撤回できるとすると法的安定を欠くことになるので、原則、撤回は無理だという考えは妥当である。ただし、資格喪失の届出も意思表示と考えると、民法上の錯誤取消が5年間できることになるが、財団は、X教員とY幼稚園の間のやりとりについては、善意無過失の第三者ともいえる。一方で、Y幼稚園に対して退職手当資金の支払事務を行っている財団の性質からいえば、単純な第三者でもない。さらに、財団の運営は幼稚園の皆さんで担っているということを考えると、取消を認めることも考えられる。

議長が、意見・質問を求めたところ、次のとおり発言があった。

◎久志本監事

選択としては、認めない選択肢もないわけではない。その場合、Y幼稚園は、財団に対し、訴訟を提起し、争ってくると思われ、否応なくそういった状況に巻き込まれる可能性は十分にある。

《理事長》

裁判所の判断は、就業規則に違反しているかどうかとは別だとしている。

◎大脇理事

普通は、退職金の話は別として、やったことに対する処分というものがある。

《理事長》

本来分けて考えなければいけないところ、今まで一緒にしていた。裁判所では、非違行為の有無は別の話で、(退職金は)給与だから払えと言っている。

◎伊藤（聡）理事

(学園からの) 文章は不十分ではないか。法人が退職金を不支給としたことは間違いであったから、錯誤として扱ってほしいとはっきり書くべきで、財団とは関係のない裁判所の話を前面に出している。

《理事長》

「退職金を不支給とした評価に看過し難い誤りがあったことを認め」と書いてあるので、解釈としては錯誤があったといえるのではないかな。

◎伊藤（聡）理事

念書ぐらいはとってもいいのではないかな。

《理事長》

「今後そのようなことがないように努めます。」という趣旨の一筆をもらうことにする。

◎山崎常務理事

返還する金額はどのくらいになるかな。

《事務局》

園に交付金として支払ったのは 864,960 円で、これを返還していただき、その後、財団からは 1,957,328 円を支払うことになる。

議長が挙手により第 5 号議案の賛否を求めたところ、全会一致で原案のとおり承認された。

9 報告

(1) 令和 7 年度中間事業報告について

理事長の指示により事務局長が資料に基づき説明した。

10 その他

理事長が、退職手当資金準備率について、次のとおり発言した。

《理事長》

3 年ごとに大和総研にお願いしている退職金給付債務の算出については、金利状況が好転し、利益が上がっているので、令和 9 年度に実施する予定を 1 年前倒しすることも考えた。しかし、退職手当資金準備率は、令和 6 年度末で、まだ 92.68%なので、大和総研への依頼は通常通りとしたい。令和 9 年度の算出結果を見て、皆さんにご相談申し上げる。

以上の議事を明確にするため、出席した理事及び監事は記名押印する。

令和8年3月4日

理 事 長	伊 藤 靖 祐	印
-------	---------	---

常務理事	山 崎 拓 史	印
------	---------	---

理 事	伊 藤 聡	印
-----	-------	---

理 事	大 脇 豊 彦	印
-----	---------	---

理 事	鈴 木 孝 昌	印
-----	---------	---

理 事	長 岡 龍 男	印
-----	---------	---

理 事	藤 城 智 哉	印
-----	---------	---

理 事	松 岡 明 範	印
-----	---------	---

理 事	水 越 省 三	印
-----	---------	---

監 事	伊 藤 秀 樹	印
-----	---------	---

監 事	久 志 本 修 一	印
-----	-----------	---